

○筑波大学検定料免除規程

平成30年12月20日
法人規程第76号

改正 平成31年法人規程第35号

令和 元年法人規程第35号

令和 2年法人規程第61号

筑波大学検定料免除規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第11条第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第16条第2項の規定に基づき、学長が特に定める場合として規定する検定料の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象)

第2条 検定料の免除の対象となる者は、筑波大学への入学を志願する者（科目等履修生又は研究生を除く。以下「志願者」という。）又はその主たる学資を負担している者（以下「学資負担者」という。）のうち、学長が指定した災害を受け、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 志願者又は学資負担者のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されている地域で被災し、所有する住家が全壊、大規模半壊、半壊又は流出したもの
- (2) 学資負担者のうち、災害救助法が適用されている地域で被災し、死亡又は行方不明となったもの
- (3) その他学長が特に必要と認める者

2 検定料の免除の対象となる入学試験は、出願期間の最終日が当該災害の発生した日から起算して1年以内のものとする。

(申請)

第3条 検定料の免除を受けようとする者は、出願時において、別記様式の検定料免除申請書に被災による納付困難な事情を認定するに足りる居住地の市区町村長等の証明書等（以下「証明書等」という。）を添えて、学長に申請するものとする。

- 2 出願後に被災した者であって検定料の免除を受けようとするものは、出願期間の最終日までに、検定料免除申請書に証明書等を添えて学長に申請するものとする。
- 3 前2項の場合において、証明書等の提出ができない者は、検定料を納付した上で、出願期間の最終日までに、検定料免除申請書により学長に申請するものとする。
- 4 前項の場合において、証明書等の発行を受けた後は、速やかに学長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 検定料の免除の許可は、前条の申請に基づき学長が行う。

- 2 前条第3項に該当する者に対する前項の許可は、証明書等の提出を受けて行うものとする。
- 3 検定料の免除を不許可とされた者（前条第3項に該当する者を除く。）は、納入すべき検定料を学長が指定する期間に納付しなければならない。

(許可の取消し)

第5条 検定料の免除を許可された者について、申請に関しての虚偽の事実が判明したときは、学長は許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により、検定料の免除の許可が取り消された者は、納入すべき検定料を学長が指定する期間に納付しなければならない。

(免除の額)

第6条 検定料の免除の額は、学群学則別表第1及び大学院学則別表第1に規定する検定料の全額とする。

(返付の手続)

第7条 既に検定料を納付した者であって、第4条第1項に規定する検定料の免除の許可を受けたものは、別に定める検定料返付請求書を学長に提出することにより、検定料の返付を受けるものとする。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成30年12月20日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この法人規程の適用の日から平成31年3月31日までの間に実施される入学試験に係る検定料の免除の申請期間については、第3条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（平31.4.26法人規程35号）

この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規程35号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.10.22法人規程61号）

この法人規程は、令和2年11月1日から施行する。

*受験番号

検定料免除申請書

年 月 日

該当する災害名		
入学試験の名称		
入学を志願する学類、学位プログラム等の名称		
フリガナ 志願者氏名		
志願者又は主たる学資負担者の住所・氏名・連絡先等	被災した住所	
	現在の連絡先	
	フリガナ 氏名	㊤ 志願者との続柄（ ）
証明書等の添付状況	<input type="checkbox"/> 証明書等を添付している <input type="checkbox"/> 証明書等は添付していない（後日提出） （提出予定時期： ）	
備考	（証明書等を添付できない理由）	

記載及び申請時の注意

1. については、該当する事項にレを付けてください。
2. この申請書は、入学試験ごとに提出してください。
3. 出願時等に証明書等を添付できない場合は、後日提出してください。
 なお、この場合、必ず検定料を納付してください。証明書等を提出後に検定料を返付します。
4. 既に検定料を納付した者は、この申請書の他に、「検定料返付請求書」を併せて提出してください。申請が許可された場合に検定料を返付します。